

平成 26 年 4 月から現物給与の価額が改定されます。

報酬や賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。この度、平成 26 年 1 月 31 日付け厚生労働省告示第 20 号により現物給与の価額が改定され、平成 26 年 4 月 1 日から適用されます。

別掲の「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（平成 26 年 4 月 1 日適用）をご参照願います。

現物給与の価額の算定に当たって、

【平成 25 年 3 月 31 日以前】

本社管理の適用事業所において、支店等に勤務する被保険者の現物給与は、本社が所在する都道府県の価額を適用していました。

本社管理とは、本社と支店・工場等が合わせて 1 つの適用事業所となっていることをいいます。

【平成 25 年 4 月 1 日以降】

本来、現物給与の価額は、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、平成 25 年 4 月 1 日以降は、支店・工場等に勤務する被保険者については、支店・工場等の所在する都道府県の価額を適用します。

派遣労働者については、派遣元事業所で社会保険の適用を受ける場合、派遣元事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。

上記の取扱いの改正に伴う現物給与の額の変更は、固定的賃金の変更があったものとみなされますので、「被保険者報酬月額変更届」の提出が必要となる場合があります。

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

別掲

平成26年4月1日適用

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等 1人1月当たりの住宅の 利益の額(量1量につき)	その他の 報酬等
	1人1月当たりの 食事の額	1人1日当たりの 食事の額	1人1日当たりの 朝食のみの額	1人1日当たりの 昼食のみの額	1人1日当たりの 夕食のみの額		
北海道	17,400	580	150	200	230	870	時価 自社製品 通勤定期券 など
青森	17,400	580	150	200	230	840	
岩手	17,100	570	140	200	230	970	
宮城	17,700	590	150	210	230	1,250	
秋田	17,100	570	140	200	230	930	
山形	18,000	600	150	210	240	1,050	
福島	17,400	580	150	200	230	1,000	
茨城	17,400	580	150	200	230	1,150	
栃木	17,700	590	150	210	230	1,190	
群馬	17,400	580	150	200	230	1,060	
埼玉	18,000	600	150	210	240	1,580	
千葉	18,000	600	150	210	240	1,530	
東京	19,200	640	160	220	260	2,400	
神奈川	18,600	620	160	220	240	1,900	
新潟	17,700	590	150	210	230	1,080	
富山	17,400	580	150	200	230	1,090	
石川	18,000	600	150	210	240	1,130	
福井	18,600	620	160	220	240	990	
山梨	18,000	600	150	210	240	1,100	
長野	18,000	600	150	210	240	1,030	
岐阜	17,400	580	150	200	230	1,020	
静岡	18,000	600	150	210	240	1,280	
愛知	17,700	590	150	210	230	1,300	
三重	17,400	580	150	200	230	1,080	
滋賀	18,000	600	150	210	240	1,170	
京都	18,600	620	160	220	240	1,450	
大阪	18,300	610	150	210	250	1,480	
兵庫	18,000	600	150	210	240	1,290	
奈良	18,300	610	150	210	250	1,060	
和歌山	18,300	610	150	210	250	920	
鳥取	17,700	590	150	210	230	950	
島根	18,600	620	160	220	240	910	
岡山	17,100	570	140	200	230	1,140	
広島	17,700	590	150	210	230	1,170	
山口	17,700	590	150	210	230	910	
徳島	17,100	570	140	200	230	990	
香川	17,400	580	150	200	230	1,010	
愛媛	17,400	580	150	200	230	950	
高知	17,700	590	150	210	230	910	
福岡	17,400	580	150	200	230	1,150	
佐賀	17,100	570	140	200	230	900	
長崎	17,700	590	150	210	230	920	
熊本	17,100	570	140	200	230	990	
大分	17,400	580	150	200	230	950	
宮崎	17,100	570	140	200	230	890	
鹿児島	17,700	590	150	210	230	950	
沖縄	17,700	590	150	210	230	970	

改定箇所は、網がけで表示しています。

住宅・食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします
計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。